

## 雲南市行財政改革審議会（令和7年度 第4回）会議録

開催日時 令和7年12月18日（木） 13:30～15:25

開催場所 雲南市役所 2F 204会議室

### 会議の出席者

#### (1) 委員（10名）

関耕平委員長、菅原純子副委員長、遠藤勇二委員、妹尾芳行委員、田中節子委員、  
鳥目純子委員、野々村一己委員、源之美委員、森山幸雄委員、渡辺重光委員  
(欠席者) 有田昭一郎委員、片石喜己委員、岸本寛子委員、石原尚実委員

#### (2) 事務局（4名）

鐘撞総務部長、奥井行財政改革推進課長、江角GL、藤江

### 議題

#### (1) 「雲南市公共施設等総合管理計画」の改定等について

・これまでの意見等のまとめ【事前配布資料】及び12/15(月)開催の市議会総務常任委員会におけるご意見・ご指摘等をふまえ、

①雲南市公共施設等総合管理計画（改定案）【資料1】

②雲南市公共施設等総合管理計画 実施方針（第3次）（案）【資料2】

についての説明を行った。

○主な意見等（Q：質問 A：回答 ●：ご意見・ご指摘）

#### ①雲南市公共施設等総合管理計画（改定案）【資料1】

Q：P8（4）有形固定資産減価償却率の推移について、「一般会計」「全体会計」とは。

A：まず「全体会計」は、公営企業会計が含まれたものであり、施設で言うと上下水道・病院関連が該当する。「一般会計」は、公営企業会計を除いた公共施設のこと。

Q：P11～今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、一定の算出方法で一概に算出されている。各施設の個別の状況もふまえるべきではないか。

A：この計画は市の公共施設等に関する一定の方向性・基準等を示すものである。算出対象施設について、個別施設ごとの今後の方針によらず、文部科学省の算出シートを用いて概算で算出している。個別施設ごとの方針・検討状況等については各個別施設計画でお示しする。

Q：P16（3）目標の設定について、どういう周期でチェックし、進捗状況に応じた修正が行われるか。

A：5年程度の目標設定を行い（中期財政計画等）、毎年、進捗状況の確認を行い、必要な修正を行う。

●：計画中に廃止・譲渡・集約化に向けた取組について記載があるが、総量抑制の判断をもっとスピード感をもって取り組むべき。検討が長引くほど、将来への不安も大きくなる。

Q：計画の前半部分、現計画（H28策定）から元号の標記（平成・令和）や将来人口推計の数値等が変わっていないが、このままでよいか。

A：現計画当時と、今回改定時の箇所を分かりやすくするため、元号は当時の記載そのままにしている。補足として、例：平成36年（2024年）のように、（）内に西暦を追記した。  
将来人口推計等についても、現計画策定当初のものを活かしたい。

●：計画期間の中で、改修・更新が重なる時期が来ることも考慮すべき。重なる時期にあっては、優先順位をつけ、時には中止・廃止する等の判断も必要と考える。

### ①雲南市公共施設等総合管理計画 実施方針（第3次）（案）【資料2】

Q：P4. 3. (1) ⑤「廃止及び譲渡に向け取組を開始した施設は、（中略）最低限の安全性の確保のみを行い、施設を使用する」とあるが、廃止しようとする施設を使い続けて問題はないか？

A：安全性の確保は最優先であり、真に危険がある施設は使用を中止する。また、廃止の検討開始＝廃止の決定ではない。廃止の検討を開始した施設であっても、安全性や施設管理者・利用者の意向等を踏まえて使用等を判断する。

●：安全性を理由に廃止の検討を開始される場合は、速やかに施設管理者・利用者にも情報提供いただきたい。

Q：P3. 2. これまでの実施方針の取組について、廃止施設の中には既に解体された施設も含まれている。解体された施設はこの表から削除したほうが、見やすいように思うが。

A：あくまでこれまでの実施方針（第1次～2次、8年間）に基づいた取組の実績であり、解体された施設も含めて記載する。

### その他

#### (1) 答申事項について

これまでの審議内容等をふまえ、答申への盛り込みが想定される事項について、事務局にて整理した内容を説明した。

Q：第3次方針に「市場性があり民間活用の可能性がある施設」とあるが、この「市場性」はどのような意味を示すものか。保育や保健・福祉に関する施設も該当するか。

A：主には、例えば個人の余暇活動・趣味嗜好に関する施設を想定している。

●：審議会等において、個別施設計画の進捗や、審議会の意見が適切に反映されているかを確認・評価するための機会も必要と考える。

(2) 今後の日程等について

- ・答申書伝達

日時：令和8年1月21日（水） 10：00～11：00

場所：雲南市役所

以上